

# 川口市立高等学校 令和7年度入学生徒の遠足仕様書

## 1 業務の名称

川口市立高等学校令和7年度入学生徒の遠足の企画提案及び実施業務

## 2 業務の期間

契約の日から令和8年2月28日まで

## 3 業務の概要

- (1) 全体計画（行程表を含む）の企画立案と実施（添乗を含む）
- (2) 移動手段及び訪問施設等の確保
- (3) プログラム等の企画、現地での運営体制の確保及び運営サポート
- (4) 遠足に係る危機管理全般、トラブル等への対応・処理及び相談
- (5) 事業全般の実施に係る諸手続及び精算業務等
- (6) 教職員及び生徒、保護者等への事前説明及び各種資料の作成・提供
- (7) 実施期間中の参加者の一般的な安全確保及び健康管理

## 4 業務の条件

- (1) 対象年次  
令和7年度入学生徒（1年次に実施）
- (2) 旅行期日  
第1希望日 令和7年5月27日（火）  
第2希望日 令和7年5月28日（水）
- (3) 学校発着時刻  
学校出発時刻は午前8時30分、学校帰着時刻は午後4時30分を目安とすること。
- (4) 目的地  
企画提案内容に含めることとする。
- (5) 予定人数  
465人（生徒440人、引率教員25人）※予定
- (6) 費用  
上限額は特に定めないが、保護者の負担軽減に十分配慮した費用設定とすること。また、費用には、交通費、食事代、施設見学科（入場料等を含む）や保険料などの諸費用等、遠足に係る全ての経費を含むものとする。

## 5 企画全般について

次に掲げる全ての事項が達成できる企画とすること。

- (1) 本校の遠足の目的である、生徒相互の親睦の深化が実現できること。
- (2) 主たる内容は、生徒相互の親睦を深めるための昼食づくりの共同作業（BBQや飯盒炊爨など）とし、加えて、クラスまたはグループ単位で活動できる企画を加えること。
- (3) 昼食づくりの共同作業（BBQや飯盒炊爨など）は、気象条件等に左右されずに実施可能な施設及び場所を選定すること。

また、グループ別活動については、実施の可否が気象条件等に左右される場合、荒天時の副案（内容は問わない）を併せて提案すること。

- (4) 豪雨、強風、落雷や土砂崩れなどの自然災害等の発生を想定し、適切な避難対策を講じること。
- (5) 行程のいずれかの場所で、クラス全体の記念写真を撮影できる機会を設定すること。
- (6) 上記仕様以外に、提案者独自の付加価値・サービスを提案すること。

## 6 共同作業について

主たる作業内容は生徒同士の協働による昼食づくりとし、グループ全員で協力して調理するなど、生徒相互の活発なコミュニケーションを促すことができる取組とすること。

- (1) 1グループ4～6名程度の少人数のグループによる活動とし、全てのグループに対して十分な調理環境と食材を提供すること。
- (2) 雨天時でも対応可能な施設を確保すること。
- (3) 食材については、スポーツ科学コースの生徒など、食欲旺盛な高校生の食事として十分な質と量を確保すること。
- (4) 調理場所や調理器具、食材などは、安全と衛生が十分担保されており、食中毒や感染症等の発生に対して適切な予防措置が取られていること。
- (5) 事前に食物アレルギーや宗教上の制約を持つ生徒等を調査し、当該生徒の対しては、不安なく食事が摂れる個別メニューを提供すること。
- (6) 火器を使用した調理を実施する場合は、事前に留意事項等に関するレクチャーを行うとともに、不測の事態が発生した場合に対応可能な十分な数量の消火設備及び消火体制を備え、併せて、怪我等に対する処置設備又は処置体制（救急搬送対応を含む）を備えること。
- (7) 材料費を含む昼食費用、施設使用料等は全て旅行代金に含めること。

## 7 クラスまたはグループ単位で活動できる企画について

共同作業を主たる目的とするため、限られた時間での活動が想定されることから、活動可能なエリアとして適切な範囲を設定すること。

また、活動の対象となるエリアは、レジャー施設やテーマパーク及び各種歴史・文化施設など固有の施設のほか、見聞や散策等にふさわしい街並みや観光名所など多様なジャンルの中から、学校教育活動として適切な場所を設定すること。

- (1) 多数の生徒が同時に活動することを想定し、安全・安心・衛生が十分に担保され、生徒の活動を十分把握できる場所及び体制を設定すること。
- (2) 入園料や拝観料など、参加者全員に対して料金が発生する場合は、全て旅行代金に含めること。また、グループ別活動を前提として、活動場所の相違などにより個別に料金が発生する場合は、生徒個人の負担として差し支えないが、過剰な料金が発生しないよう十分に配慮すること。
- (3) 荒天等により実施できない可能性のある企画を提案する場合は、必ず代替プランを用意し、確実に企画提案書に明示すること。

## 8 訪問施設全般について

- (1) 安全、衛生等が十分に確保され、学校教育旅行における利用施設としての適切な環境の確保に十分配慮された施設であること。
- (2) 消防法や建築基準法など、各種法令等に基づく防火安全基準に適合していること。
- (3) AED（自動体外式除細動器）を備え、緊急時に使用できる状態であること。
- (4) 学校からの移動に係る時間については、可能な限り短時間で移動できる施設及び場所を選定し、学校教育旅行の主たる目的の実現に配する時間を十分に確保すること。

## 9 交通機関について

交通機関は大型貸切バスを利用することとし、下記に掲げる全ての条件を満たすこと。

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有する業者の車輛であること。
- (2) 荷物用のトランクを有し、55名が乗車できる大型バスをクラス数分（11台）確保すること。
- (3) バスガイドの添乗は、学校としては特に規定しない。各提案者の判断によりバスガイド添乗の可否を決定すること。
- (4) 有料道路代金、駐車料金、バス乗務員経費等、バスの手配に係る全ての費用を旅行費用に含めること。
- (5) 出発地及び帰着地は学校とし、学校敷地内への駐停車は認めない。周辺道路環境及び地域住民等の心情等に配慮した乗降の手段を確保すること。

## 10 各種保険の加入について

- (1) 全行程における事故や怪我等に対応する傷害保険（救援者費用込み）及び施設設備等の汚損・破損等に対応する損害保険に加入すること。
- (2) 上記保険の加入に係る経費は旅行費用に含むこと。

- (3) 加入した保険に適用される事態が発生した場合は、保険適用に係る手続等について教職員と連携しながら、生徒や保護者に適切に対応すること。

## 11 その他の条件について

- (1) 添乗員は2名以上とする。そのうち1名以上は女性の添乗員を含むこととする。なお、添乗員費用についても旅行費用に含めること。
- (2) 添乗員リストを添付し、うち1名については「旅行管理業務を行う主任者証」及び「資格取得者証」の写しを添付すること。
- (3) 企画料金及び手数料等は旅行費用に含めること。
- (4) 本部用レンタル携帯電話を1台確保し、その代金は旅行代金に含めること。また、事前に生徒及び保護者に周知できるよう電話番号を報告するとともに、本体は前日までに学校に届けること。